

みんなで作るまち条例
検証報告書（案）

令和5年 月

はじめに

長久手市では、まちづくりや公共サービスなど、暮らしに身近なことは、自ら考え、決め、行動することが求められる「地方分権」の趣旨を踏まえ、市民主体のまちづくりを進めるため、平成30年7月に「まちづくりのルール」であるみんなで作るまち条例を制定しました。

本条例の第21条には「条例の検証」という項目があり、5年を超えない期間ごとに「この条例に沿ってまちづくりが行われているか」について検証を行うことが定められており、令和5年7月で5年を迎えることから、本条例に沿った取組について検証を行います。

市民主体のまちづくり推進のための取組は、試行錯誤の繰り返しであり、あらゆる方法で検討しながら市民と市が協働して市民主体のまちづくりへ転換していくことが求められます。

今回の検証では、本条例に沿った取組状況、市民の条例に関する意識調査をもとに、条例に沿った取組の成果・課題などについて、様々な意見を踏まえ、みんなで作るまち条例検証会議に諮り「検証報告書」としてまとめていきます。

検証した結果は、今後のまちづくりに活かし、本条例が市民や職員に対してより一層、浸透するよう努め、市民がまちづくりに参加する後押しとなるよう条例に基づくまちづくりを継続的に実施し、条例の推進を図ります。

条例の検証について(第21条)

条文

- 1 市民及び市は、5年を超えない期間ごとに、この条例に沿ってまちづくりが行われているかについて、社会情勢及びまちづくりの推進状況を踏まえ、検証します。
- 2 市は、前項の検証の結果、必要と認めるときは、適切な措置を行います。

条例の検証に伴う主体について、今回の検証では「みんなで作るまち条例検証会議」にて市と市民による検証を進めることとします。ただし、あくまで条文上の「5年を超えない期間ごと」の検証に伴い、「みんなで作るまち条例検証会議」を設置して検証を進めるものであり、条例に基づく市民による検証を妨げるものではありません。

目次

みんなで作るまち条例の概要.....	3
みんなで作るまち条例の役割.....	3
条例制定までのあゆみ.....	3
みんなで作るまち条例の構成.....	4
さかそう　ながくて　じちのはな（まち詩）.....	5
条例の検証について.....	6
検証の目的.....	6
検証の基本的な考え方.....	6
現状における「市民主体のまちづくり」について.....	6
検証の方法.....	7
検証に伴う取組及び検証の流れについて.....	8
検証結果の公表と反映.....	8
取組状況について.....	9
前　文.....	9
第1章　総則.....	10
第1条　目的.....	10
第2条　条例の位置付け.....	11
第3条　用語の定義.....	15
第4条　まちづくりの基本原則（情報共有について）.....	16
第4条　まちづくりの基本原則（市民参加について）.....	21
第4条　まちづくりの基本原則（協働の原則について）.....	26
第2章　まちづくりの担い手の役割及び責務.....	30
第5条　市民の権利（第1節　市民）.....	30
第6条　市民の役割及び責務（第1節　市民）.....	31
第7条　議会の役割及び責務（第2節　議会）.....	35
第8条　市長の役割及び責務（第3節　市）.....	36
第9条　職員の役割及び責務.....	37
まちづくりの3原則における条例の検証について（第2章）.....	41

みんなで作るまち条例の概要

みんなで作るまち条例の役割

①みんなで作るまち条例の必要性

長久手市はまちが急速に発展し、人口が増え、多様な人が暮らすまちになり、近所や地域の人との関わり合いは、薄くなってきています。

また、将来的には生産年齢人口の割合が減少し、2040年には全体に占める割合が60%を下回ると予測されます。

高齢になっても、安心して暮らすことができるか、災害が起こった時にご近所同士で助け合うことができるか、不安があります。顔が見える範囲の様々な人とのつながりの中で、「できることは自分たちでやろう」と、一人ひとりが行動できるまちになっていくように、みんなを考えて、みんなでまちづくりを進めていくことが必要です。

②みんなで作るまち条例の役割

議会、市、市民の役割と責務や長久手市のまちづくりの基本となる大切なこと、みんなの役割や協力し合って進めるまちづくりの方法などが書かれています。

この条例は、「自分ができることからやってみる」、そんな市民の主体的な活動を支え、市民主体のまちづくりの後押しとなる条例です。

条例制定までのあゆみ

①条例の内容の検討の実施（H28年度～H29年度）

市民と職員で構成する検討委員会（愛称「自治KEN」）を立ち上げ、ワークショップ形式による条例の内容を検討し、条例の素案を作成しました。

第1回	夢語り 希望の葉っぱ～世界でひとつだけの木～「条例に期待すること」
第2回	グループワーク 「長久手ってどんなまち？」「こんなまちになったらいいな」
第3回	(1) プチ講座（団体アンケート結果報告、地域自治の取組紹介） (2) グループワーク 「条例の意義、役割をそれぞれの立場から考えよう！」
第4回	グループワーク 「長久手にこんな条文あったらいいな」
拡大版	ながくてのミライ 語り場カフェ 自治KENメンバー以外の市民のみなさんも一緒に、まちの未来やまちのルールについて語り合おう！
第5回	(1) 前文に盛り込みたいキーワードは？ (2) グループでひとつの前文案をつくろう！
第6回	論点を確認し、考え方を整理しよう！
第7回	条例骨子案を確認しよう！

②タウンミーティングの実施（H29年度）

条例素案をよりよいものに磨き上げていくために、素案の説明や、意見交換を市内6箇所で開催しました。

みんなで作るまち条例の構成

前文と5つの章、全 21 条で構成します。

前文

第 1 章 総則

- ①目的 ②条例の位置付け
- ③用語の定義 ④まちづくりの基本原則

第 2 章 まちづくりの担い手の役割及び責務

第 1 節 市民

- ⑤市民の権利
- ⑥市民の役割及び責務

第 2 節 議会

- ⑦議会の役割及び責務

第 3 節 市

- ⑧市長の役割及び責務
- ⑨職員の役割及び責務

第 3 章 市民主体のまちづくり

- ⑩市民参加及び協働
- ⑪市民のまちづくり ⑫まちづくり組織
- ⑬地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の役割
- ⑭地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織への支援
- ⑮住民投票

第 4 章 市政運営

- ⑯市政運営の基本原則 ⑰計画的な市政運営
- ⑱情報公開及び個人情報の取扱い ⑲安心安全なまちづくり
- ⑳他の自治体等との連携

第 5 章 実効性の確保

- ㉑条例の検証

さかそう ながくて じちのはな (まち詩)

条例に盛り込みたい内容を考えるために集まった市民と職員の対話をもとに、市民有志が、まちへの想いと理想とする長久手の人やまちの姿を詩にまとめました。

さかそう ながくて じちのはな

ボクの家(うち) 長久手に住んで12年
じいちゃん ばあちゃん 愛犬は
生まれも育ちも わがまちだ
そんな わが家の団欒(だんらん)で
大切なこと 考えた

じいちゃんの こんな自慢で始まった
わしらのまちの 長久手は
戦国の世からの 伝統と
清き流れの 香流川
緑豊かな 里山と
リニモが結ぶ 街並みや
石博の知恵と理想が 誇りだな

ところが ばあちゃん嘆くのは
近頃 この頃 長久手は
隣が誰だか 判らんと
気にしない人 多すぎて
関わり合いが 薄すぎじゃ
やがてくる世の 高齢化
このまま ほかっておけんのじゃ
防犯 防災 だいじょうぶか?

そこで とうさん 高らかに
このまま行けば 長久手は
子らに伝える 輝きを
失ってしまうまち になる
ひとり一人が 主人公
懐の深い コミュニティ
それぞれの価値を 認め合い
支え合うこと 目指すべし

さらに かあさん訴えて
みんなの居場所をつくるには
わずらわしいこと 多いけど
会話・対話を 繰り返す

回り道でも いいじゃない?
やってみることこそ 大切で
失敗したって いいじゃない!

ねえちゃんとボクが 願うのは
いつまでも続く 青空と
緑と命が 守られる
住んで 遊んで 働きたい
心豊かな ふれあい
まずは あいさつ 「こんにちは!」

でもボクの ともだちは
言っていることは 分かるけど
理想ばかりで マジ出来る?
いやがる人も いるだろう

家族が 近所が 動き出す
いろんな人の いるまちは
聞く耳もつこと 大切で
あの人 この人 さまざまな
考え まずは認め合う
熱い決意を 胸に秘め
長久手人(ながくてびと)は 起ち上がる

みんなが知り合い 混ざり合い
関わり合って 支えあう
やさしいことでは ないけれど
言ったコトバと 行動に
責任をもって 取り組もう

自分がまちに 出来ること
最初の一步を 踏み出そう
今ある暮らしを もっと良く
キラキラ光る 長久手を
今日の市民が つくるため
明日の市民に 渡すため・・・



条例の検証について

検証の目的

条例21条に基づく「条例に沿ったまちづくりが行われているか」の検証は、条例に沿った現在の取組の調査及び条例に関する意識調査の結果を検証会議に諮り、これからのまちづくりに活かすことを目的とします。また、今回の検証を「まちづくりを改めて考える良い機会」と捉え、より一層の条例の推進・啓発を進めます。

検証の基本的な考え方

条例の検証において「市民主体のまちづくり」は重要なキーワードになります。

「市民主体のまちづくり」を意識して検証を進めるなかで、市民主体のまちづくりのために必要なことについて、整理し、より良い検証につなげるため、本市の特徴や進捗状況を踏まえ、現状における「市民主体のまちづくり」について次のとおり、整理します。

現状における「市民主体のまちづくり」について

本市の特徴として、区画整理や宅地開発により段階的に住宅供給がされた結果、移住してきた市民が多いこと、令和2年度国勢調査の結果から平均年齢が若いことが挙げられます。移住してきた市民や若い世代がどのようにまちづくりに関わり、どうすれば主体的にまちづくりに関わるることができるかが重要であると考えます。

また、今は若い世代が多い傾向にありますが、将来的には高齢化が進みます。医療の発達により、健康寿命が今後延伸することが予測されるなか、居場所づくりや健康増進の観点からも、より多くの高齢者にまちづくりに関わってもらうことが必要になります。

そのために、どのような取組が必要かを考え、市民、議会及び市が協働して市民主体のまちづくりを推進していくことが重要と考えます。

まちづくりの楽しさややりがいは、聞いたり見たりするだけでは、なかなか感じるのが難しく、取り組むことによって実感が深まるものであると考えます。そのため、主体的（自ら考え、行動する）にまちづくりを行う市民を増やすためにも、市民がまちづくりに参加するキッカケをどのようにつくっていくかが重要であると考えます。

第6次総合計画では「市民主体のまちづくり文化を育む種を蒔こう！」とされています。市民主体のまちづくりは、すぐに定着することは難しいため、2050年には市民主体のまちづくりが、文化として定着することを目指します。

検証の方法

①条文の検証

条例21条では「この条例に沿ってまちづくりが行われているか」についての検証が必要であります。これまでの条例に基づく主な取組やアンケート結果、成果・課題など、取組の検証を行い検証委員の意見を報告書にまとめます。

②まちづくりの3原則における取組の検証について

条例に沿ってまちづくりの検証を行うなかで、第4条のまちづくりの基本原則の観点により検証を行います。章毎に第4条まちづくりの基本原則から確認するうえで、情報共有・市民参加・協働について次のとおり整理します。(第1章及び第5章においては、条文の性質上、まちづくりの3原則における検証は省略します)

情報共有の原則について(第4条1号)

情報共有される情報そのものや情報共有の方法については、幅広い情報や取組を対象としています。例えば情報発信においては広報、HP、イベント又は安心安全メール、刊行物、公共施設の掲示版、スマートフォンアプリ等。情報交換においては意見交換会、交流会、定期的な会議等が挙げられます。条例を推進するうえでの情報発信及び情報交換の取組について検証を行います。

市民参加の原則について(第4条2号)

市民参加は、例として、市民が主体的に行う行事(イベント)、あいさつ、市への意見やアンケートの提出、地域のイベント、説明会・意見交換会の参加などの活動を対象としています。検証においては「市民がまちづくりに参加するキッカケづくり」の取組について検証を行います。

協働の原則について(第4条3号)

協働の対象とする取組については「ながくて協働ルールブック」を参考とします。

協働によるまちづくりを進めるうえでの成果・課題などをおし、協働を進める上で課題や今度の取組に必要なことについて検証を行います。

検証に伴う取組及び検証の流れについて

下記の検証に伴う要素をもとに、取組状況を調査・整理。

市民アンケート

市民の条例の周知度や、市民がどのようにまちづくりに関わっているか等を確認するため、アンケート調査を無作為抽出で3,000名に送付し、実施しました。条例の内容に合わせて、アンケート結果を検証の要素として活用していきます。(実施時期:R4年7月、回収率:37.4%)

市民への意見聴取

条例の検証にあたり、市民誰もが意見する機会を設けることが必要であるため、HP・広報で条例検証に伴う、意見を聴取しました。広報への掲示や各共生ステーションで意見を募集し、1件意見がありました。



まちづくりを考える場（みんなまちフォーラム）での意見

市民団体主催のみんなまちフォーラムでの市民の話を検証の要素として活用していきます。

庁内へのヒアリング

庁内関係各課に条例に沿った取組についてヒアリングを行いました。

市民団体に対するアンケート

各課へ照会を行い、市と関わりがある市民団体に対し、アンケート調査を実施。検証の要素として活用していきます。



みんなで作るまち条例検証会議

•まちづくりの基本原則の観点による検証
•その他の意見等



今後の取組の方向性



市長

検証結果の公表と反映

取組状況報告書をもとに会議に諮った結果については、検証報告書としてまとめるとともに公表及び庁内関係課へ通知し、これからの取組に反映し、まちづくりに活かしていきます。

取組状況について

前文

わたしたちは、まちの現在と未来の姿に心から向き合い、夢と覚悟を持って自らの手でまちづくりをしていこうと決意し、その基本となる「長久手市みんなで作るまち条例」を定めます。

長久手市は、秀吉と家康が戦った「小牧・長久手の戦い」に関する史跡や、伝統ある「警固祭り」をはじめとする貴重な文化財が引き継がれ、また、長久手を源流とする香流川、東部に多く残る里山等豊かな自然を身近に感じることができる住みよいまちです。

2005年の「愛・地球博（日本国際博覧会）」を機に、日本唯一の乗り物「リニモ」がまちの中心を走り、住宅地の整備が一層進み、長久手市は大きく発展しました。

一方で、急激な人口増加、価値観の多様化等により、人と人とのつながりが薄れてきていると感じられます。今後、必ず訪れる少子高齢化、人口減少時代に備えて、今、地域のつながりを見つめ直し、多くの課題をみんなで協力して乗り越えていかななくてはなりません。

そのために、これからのまちづくりは、市民が市及び議会と協働して、主体的に行動していくことが求められます。互いに声をかけ合い、人を集め、とことん話し合うことを大切に、課題の解決に向けて取り組むことが必要になります。

この条例は、こうしたまちづくりの基本となる考え方や、市民、議会及び市それぞれが何をすべきかを示しています。

わたしたちは、多様性と個人の自由を認め合う懐の深さと、自分の言葉と行動に対する責任を持ちます。そして、次世代に豊かな自然とよりよいまちを引き継ぎ、みんなで手を取り合っ、誰もが笑顔で暮らせる幸せなまち長久手市をつくりあげていきます。

【これまでの主な取組】	
【アンケート調査】	前文は、条例制定の背景・目的、長久手市がこれから目指すべき姿、まちづくりに向けた決意を示したものであり、具体的な取組を定めた条文でないため、この項目に取組等を記載する予定はありません。
【成果・課題】	
【検証会議の意見】	

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、長久手市におけるまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、まちづくりの担い手となる市民、議会及び市の役割及び責務を明らかにし、市民が主体的に行動する自治の力を高め、豊かな自然を引き継ぎ、誰もが笑顔で暮らせる幸せなまちを実現することを目的とします。

【これまでの主な取組】	
【アンケート調査】	第1条は、条例全体に通じる基本的事項を定めた「総則規定」であり、具体的な取組を定めた条文ではないため、この項目に取組を記載する予定はありません。
【成果・課題】	
【検証会議の意見】	

第2条 条例の位置付け

- 1 この条例は、まちづくりの基本であり、市民、議会及び市は、この条例を誠実に遵守するものとします。
- 2 市は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等にあたっては、この条例との整合を図らなければなりません。

【これまでの主な取組】

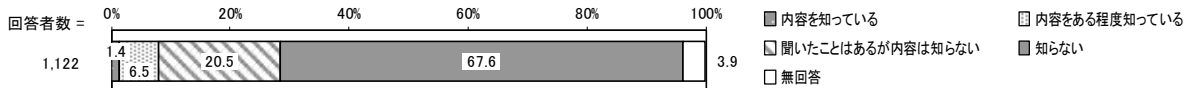
- ・ **みんなまち条例の啓発事業（市、通年）**
みんなまち条例の啓発に関する事業はP13の「みんなまち条例の啓発に伴う取組」を参照
- ・ 「長久手市みんなで作るまち条例に基づく計画等策定ガイドライン～市民主体のまちづくりを進めるために～」の作成（市、R2）
各課が個別に「情報共有」及び「市民参加」を実践しており、市役所全体のルールや基準がなかったため、ガイドラインを作成し、市民参加手続等について記載。
- ・ **他の条例、規則、計画等について**
平成30年7月から令和4年12月までに制定、改正、廃止された条例、規則は208件、計画は13件。
各担当課より、市の施策としての方針やみんなで作るまち条例の趣旨を踏まえ、条例、規則等の制定、改廃等を行っている。

【アンケート調査】

〈アンケート結果〉

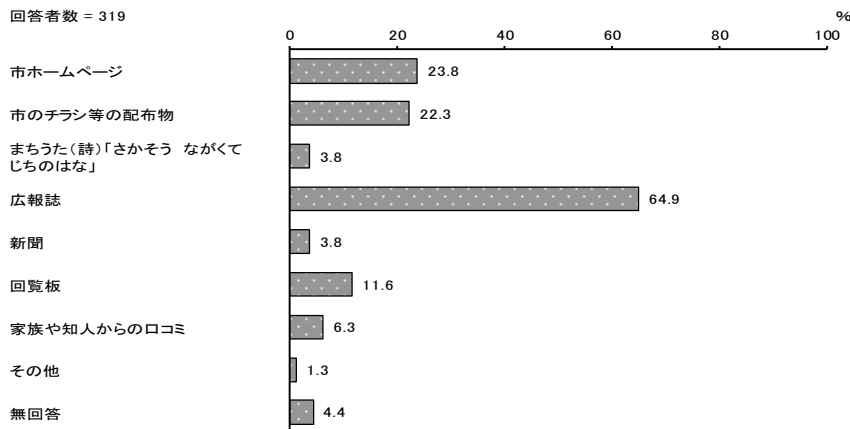
○「長久手市みんなで作るまち条例」を知っていますか。

「知らない」の割合が67.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容は知らない」の割合が20.5%。



➡何を通じて知りましたか。【○はあてはまるものすべて】

「広報誌」の割合が64.9%と最も高く、次いで「市ホームページ」の割合が23.8%、「市のチラシ等の配布物」の割合が22.3%となっています。



【成果・課題】

成果

- ・ 様々な啓発を行うなかで「何を通じて条例を知ったか」で1番多い回答は毎年広報に掲示している本条例の周知であった。
- ・ 職員が条例を推進するなかで、各課がそれぞれで取り組んでいる状況であったため、条例推進の取組を統一的に進める必要があると考え、条例推進に伴う取組を整理したガイドラインを作成した。
- ・ 市民、職員に条例が浸透することや市民、職員の条例に沿った取組が推進することを目的に様々な啓発活動を実施した。

課題

- ・ 市民に対するアンケート結果では「内容を知っている」「内容をある程度知っている」と回答した市民は7.9%と条例の周知度は低いのが現状である。
- ・ 第2条2項の他の条例、規則、計画等の制定、改廃等の際の条例との整合を図ることについて、条例の趣旨を踏まえ条例等の制定、改廃等が行われているものの、具体的な条例の整合性については担当課判断になっている。

【今後について】

本条例がまちづくりの基本とするためには、市民及び職員に条例を浸透させることが必要になるため、条例の存在自体を周知することも大切であるが、条例の趣旨を啓発していくことも重要である。

今後も、みんなち条例の啓発事業を継続し、市民が目を引きような、興味を持ってもらえるような方法で条例を啓発していくことが求められる。また、市民においても条例について考える機会を設ける等、市民のなかで条例が浸透するような取組も期待される。

他の条例、規則、計画等の制定、改廃等に当たっての具体的な取組ができていないため、各担当課へ第2条2項に関する条文の周知と条文の統一的な整合を図る取組について検討していく。

【検証会議の意見】

みんなまち条例の啓発に伴う取組

みんなまち条例が施行されてからのみんなまち条例啓発に関する取組は下記のとおりです。

毎年度又は通年の取組
<ul style="list-style-type: none">・新規採用職員研修会でみんなまち条例の説明・広報にみんなまち条例啓発のための記事を掲載・転入者へ市民課からみんなまち条例パンフレットの配布・平日 17:00～17:15 に市役所庁舎内で「まち詩」の曲を放送
年度毎の取組
平成30年度
<ul style="list-style-type: none">・みんなまち条例パンフレット全戸配布・みんなまち条例施行記念シンポジウムの開催・若手職員勉強会
令和元年度
<ul style="list-style-type: none">・まちづくり4コマまんが募集（優秀作品に品物贈呈） 「まちづくりがつくる”出会い”」をテーマに4コマ漫画を募集 応募総数9点
令和2年度
<ul style="list-style-type: none">・みんなまち条例に基づく計画等策定ガイドラインに係る職員説明会・みんなまち条例解説書（ポケット版）職員配布・若手職員勉強会・みんなまち川柳コンテスト（優秀作品に品物贈呈） 「つながり」をテーマに川柳を募集 応募総数73点
令和3年度
<ul style="list-style-type: none">・まちの活動大募集！（応募者全員に品物贈呈） 市内の高学年の小学生を対象にまちづくりに関する絵を募集 応募総数747点・市内の公共施設（児童館、保育園、図書館等 計37施設）へまち詩のCD及び動画DVDを配布。
令和4年度
<ul style="list-style-type: none">・各小中学校にまち詩の歌詞のポスターを掲示・みんなまち条例啓発のためのポスターを各共生ステーション、まちづくりセンターに掲示・みんなまち謎解きクエストの実施（クイズ回答者に抽選で品物贈呈） ※現在、実施中 みんなまち条例に関するクイズを各共生ステーションに掲示し条例の啓発を実施

みんなち条例啓発事業
参考資料



新規採用職員研修会での
みんなち条例説明 (R3)



シンポジウム (H30)



令和3年8月広報誌



みんなち条例パンフレット
みんなち条例解説書 (ポケット版)



4コマ漫画募集 (R1)



まちの活動大募集 (R3)



みんなち条例啓発ポスター (R4)

第3条 用語の定義

この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む者、市内で働く若しくは学ぶ者又は市内で事業若しくは活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。
- (2) 議会 市議会議員で構成され、市民の意思を市政に的確に反映させるための議決機関をいいます。
- (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) まちづくり 笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するために行う公共的な活動をいいます。
- (5) 地域活動団体 地域のつながりを基にまちづくりを行う団体をいいます。
- (6) 市民活動団体 特定の分野に対する市民の関心又は問題意識を基にまちづくりを行う団体をいいます。
- (7) 総合計画 目指す将来像を定める基本構想及びその実現のための基本計画を内容とする総合的な計画をいいます。

【これまでの主な取組】	
【アンケート調査】	第3条は、条例全体に通じる基本的事項を定めた「総則規定」であり、具体的な取組を定めた条文ではないため、この項目に取組を記載する予定はありません。
【成果・課題】	
【検証会議の意見】	

第4条 まちづくりの基本原則（情報共有について）

長久手市におけるまちづくりの基本原則は、次に定めるとおりとします。

(1) 情報共有の原則

市民、議会及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用します。

※ 第4条 まちづくりの基本原則については、各項毎で検証報告書にまとめます。

【これまでの主な取組】

- ・子育てに関する情報を発信するアプリ「きずなネット（旧：子育て支援アプリ）」による情報発信（市、市民、事業者・通年）

市の情報、社会福祉協議会の情報、市民活動団体の情報など、様々な機関の情報を載せることができるアプリ。イベント情報等を発信。アプリ開発及び運営は事業者が行う。

- ・市民活動の拠点である共生ステーションを活用した情報発信及び情報交換の実施（市、市民・通年）

地域の活動の拠点である共生ステーションの掲示板にて地域の情報を発信。また、共生ステーションは、出会った方で情報交換できる場である。

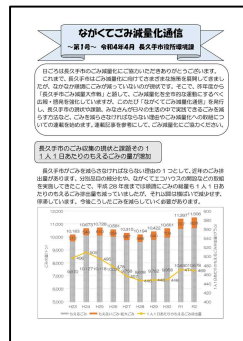


- ・もえるごみ袋増額に関する方針の説明の取組

* 広報ながくて令和3年6月号、8月号、10月号、12月号、令和4年8月号にて特集記を掲載、令和3年8月には広報折込チラシで周知。

* もえるごみ袋増額に関する地域意見交換会の実施（市内10箇所、31回で意見交換会を開催。参加者194人）

* ながくてごみ減量化通信を令和4年4月発行以降毎月発行。HPや自治会等の回覧板で情報発信。

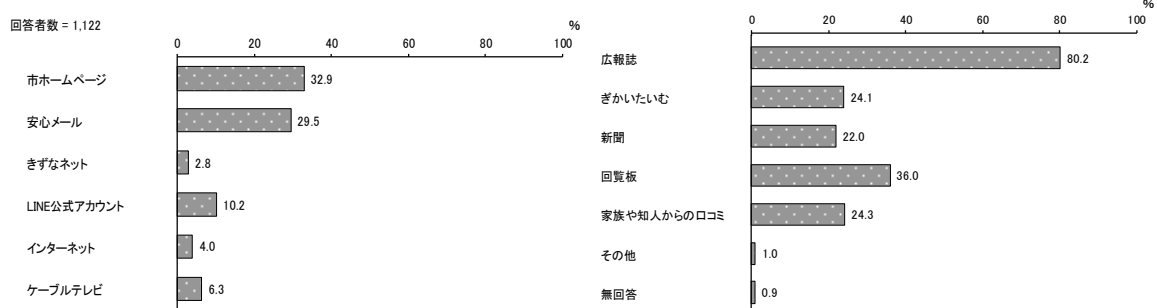


【アンケート調査】

〈アンケート結果〉

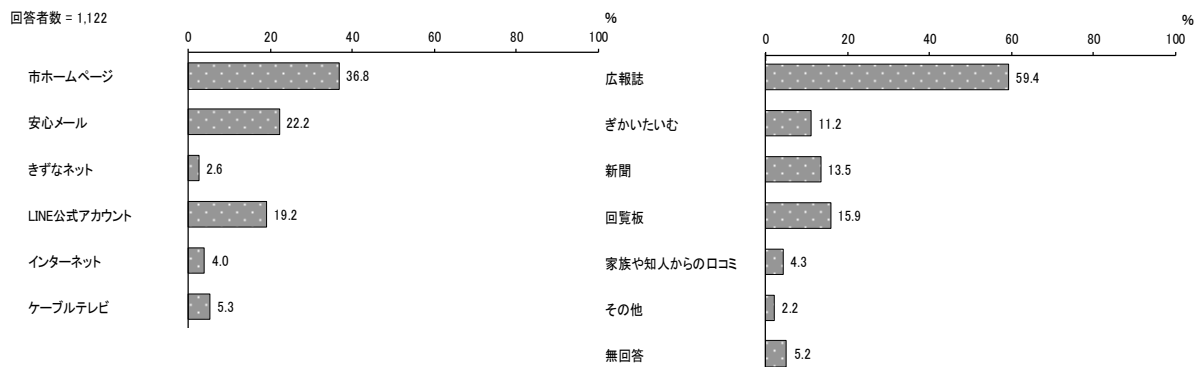
○市の情報をどのように得ているか（複数回答可）。

「広報誌」の割合が 80.2%と最も高く、次いで「閲覧板」の割合が 36.0%、「市ホームページ」の割合が 32.9%となっています。



○情報発信を充実してほしいもの（複数回答可）

「広報誌」の割合が 59.4%と最も高く、次いで「市ホームページ」の割合が 36.8%、「安心メール」の割合が 22.2%となっています（複数回答可）。



【成果・課題】

成果

- ・きずなネットでは、市民団体、市、社会福祉協議会が発信している情報が掲載されイベント情報が統合されていることにより、利用者としては使いやすい情報発信のアプリである。
- ・地域共生ステーションによる情報発信では、地域の情報や行政サービスの制度、様々な情報が掲載されている。現代の情報社会のなかでは、自分の趣味・趣向に偏った情報が入る傾向にあるが、掲示板による情報発信や地域共生ステーションでの情報交換は新たなまちづくりの情報をキャッチすることができる。
- ・各課へのヒアリングでは「地域共生ステーションの利用団体間の予約トラブルについて交流会を実施し、お互いを知ることにより、譲り合って利用することができた。」との意見があった。情報共有する場を設け、それぞれのことを知ることにより、トラブル回避につながった取組がある。
- ・もえるごみ袋増額に関する方針の説明では、市内 10 箇所で数日に分けて意見交換を行い、そこでの市民からの意見についても HP で公表した。

課題

- ・講座等の案内に広報、HP の他、イベントメールを利用しているが、参加者が増えない。
- ・市民が毎月の広報誌全ての情報を把握することは難しいが、広報誌は市民全体を対象としているため、情報量をコンパクトにすることにも限界がある。

【今後について】

市民がより一層まちづくりに関わってもらうためには、新たなイベントやグループに参加するキッカケづくりとして、ニーズに合わせ、効果的かつ効率的な情報発信を行っていく必要がある。今後も変化しつづける情報共有の媒体に合わせ、情報発信の方法を模索する必要がある。

また、地域共生ステーションに掲示された情報や人から聞く情報は、多種多様な情報であるからこそ、そこでの気づきやまちづくりに関わるキッカケづくりにつながることを期待される。

そのため、まちづくりに関し、情報共有する拠点として今後とも継続的な取組が推奨される。

まちづくりを進めるにあたり、お互いの活動や意思を共有することは重要であるため、今後も引き続き、定期的な情報交換の場や交流会等を進めていく必要がある。

【検証会議の意見】

各課に行ったヒアリング内容について

第4条の内容に沿った取組について各課へヒアリングした内容は下記のとおり。

(1) 情報共有

市民（市民団体）への情報発信の取組
<ul style="list-style-type: none">・市民活動の拠点である地域共生ステーションを活用して情報を発信。（通年）・まちづくり協議会長・自治会連合会長・区長会で市の情報を発信。（通年）・まちづくり協議会定例会へ出席し、市の情報を発信（通年）・大学連携調整会議にて市内4大学の教員および事務局に市の情報を発信（通年）・ひまわりネットワークの番組の中で定期的に事業紹介を行っている。（平成30年度～R4年度）・さくら植樹祭の実施の際、広報やHPの他、区画整理地権者には区画整理課が発行しているまちづくりニュースにも情報を掲載（R2年度）。・講座等の案内に広報、HPの他、イベントメールを利用している。（通年）・きずなネットへ乳幼児健診等の母子保健情報を掲載し、情報発信している。（通年）・旧上郷保育園最後の落書きイベント開催について、広報掲載・自治会回覧のみでなく、保育園等施設へのチラシ配布・掲示及び在園保護者から旧会長への伝言（連絡網）を利用した（R3年度）・まちの絵・写真コンテストの応募作品についてイオンモール長久手及びアピタ長久手店で展示を実施（R1、3年度）。・障害者手当支給条例を改正する際に、障がい関係団体との意見交換の場を設けた。（R3年度）・生涯学習情報誌「スマイル」を作成し、市内公共施設へ設置（通年）。・子育て支援アプリ「きずなネット」の活用（通年）
市民（市民団体含む）との情報交換の取組
<ul style="list-style-type: none">・各まちづくり協議会、まちづくり協議会設立準備会とまちづくりについての協議を実施（各まちづくり協議会 月1回、まちづくり設立準備会 2ヶ月1回）・北小校区共生ステーション利用団体と利用規約の見直し等を話し合う交流会を実施（R3、4年度）・まちづくり協議会長・自治会連合会長・区長会で市の課題、地域の課題について協議（通年）・大学連携4U事業の実施に向けた打合せ（随時）。・スポーツ推進委員と毎月1回定例会を開催し、意見交換、情報交換を実施（通年）。・スポーツ推進委員及び各校区体育委員と地域のスポーツ活動について合同会議を開催し、意見交換した。（R1年度）・平成こども塾サポート隊と、事業の運営について毎月定期的に情報交換を実施（通年）。・長久手市にある官公庁、事業所及び長久手市に関連のある事業所との業務の連絡を円滑にするため、火曜会を実施（通年）。・多胎サロンにて、多胎育児家庭の交流会を開催し、子育てに関する情報共有を実施。（R2年度から）・みなみ里山クラブ及びながくて里山クラブと、里山整備等について定期的に情報交換を実施。・公園愛護会と定期的に公園清掃や方針について情報交換を実施（随時）。

- ・長久手市障がい者社会見学補助金の見直しを行うにあたって、障がい関係団体との意見交換を実施。(R3年度)。

市民（市民団体含む）からの情報を活用した取組

- ・講座等の実施後、アンケートから次年度の講座内容を検討している。(通年)
- ・多胎サロンに、市の保健師だけでなく、多胎の先輩ママに参加してもらい、生の声を情報提供している。(R2年度から)
- ・スポーツ教室終了時に受講生のアンケートを行い、アンケート結果を講師と情報共有した。(R3, 4年度)
- ・共生ステーションの利用規約について、市民ワークショップ等を開催し、規約変更を行っている(随時)。
- ・リニモテラス運営協議会等による市民から2号公園利用のされ方について情報提供を受け公園管理における安全対策を検討を実施(随時)。
- ・修理が必要な公園等の情報提供に伴う修繕作業(通年)。
- ・平成こども塾サポート隊事業の実施時期の決定や市民目線での内容の質の向上(特に農作物等の収穫については時期の決定が重要)(通年)。

情報共有における成果・課題

成果

- ・地域共生ステーションの利用団体間の予約トラブルについて交流会を実施し、お互いを知ることにより、譲り合って利用することができた。
- ・市内、近隣の大学生同士のつながりが増えてきた。
- ・市民目線のイベントを企画することができた。
- ・市民からのアンケートや情報提供により、適切な実施時期や内容の実施につながっている。
- ・市民目線のプログラム運営を企画・実施することができている。

課題

- ・職員の人事異動により過去の経緯に詳しい人が減少していくこと。
- ・講座等の案内に広報、HPの他、イベントメールを利用しているが、参加者が増えない。
- ・新しい参加者を増やすこと。参加していない多胎家庭への情報提供ができない。
- ・旧上郷保育園最後の落書きイベント開催について広報紙を読まない年代(大学生等)への周知が手薄になり、イベント開催後に「参加したかった」と連絡を頂戴した。幅広い年代への周知方法を検討することが課題。
- ・受講後のアンケートでは、様々な教室開催の要望があるが、講師の確保や少数の要望に対応することは難しい。
- ・LINE等も始めたが、高齢者には馴染みが薄く、広がらなかった。

第4条 まちづくりの基本原則（市民参加について）

長久手市におけるまちづくりの基本原則は、次に定めるとおりとします。

(2) 市民参加の原則

市民、議会及び市は、市民の参加により、まちづくりを進めます。

【これまでの主な取組】

・ さくら植樹祭の実施（市・R2）

公益財団法人日本さくらの会から提供された苗木を市民が自ら植える市民参加型イベントで実施。



・ 公共交通応援隊による公共交通の利用促進のイベントを実施（市、市民・通年）

市民による企画、運営により、公共交通の魅力を知ってもらうため、小学生への長久手のりもの講座等のイベントを実施。



・ 各共生ステーション等で「はいはいレース」の実施（市・R4）

乳幼児の親達等の若年世代が地域共生ステーションに来るきっかけづくりや地域の子育て世代のつながりづくり、保健師との交流を目的に実施。地域毎で行うことで地域住民の出会い場とすることができた。



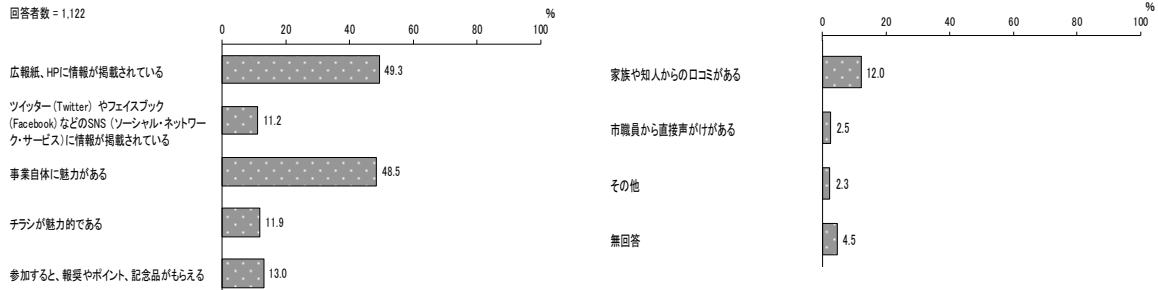
※ その他の取組についてはP23、P24を参照

【アンケート調査】

〈アンケート結果〉

〇市の事業に参加する決め手は（複数回答可）

「広報紙、HPに情報が掲載されている」の割合が49.3%と最も高く、次いで「事業自体に魅力がある」の割合が48.5%、「参加すると、報奨やポイント、記念品がもらえる」の割合が13.0%となっています（複数回答可）。



【成果・課題】

成果

- ・ さくら植樹祭によるイベントでは、自らがサクラの木の植樹を行うことにより、植えた木への愛着がわくことでまちへの興味を持ってもらうキッカケづくりのイベントであった。
- ・ 「はいはいレース」の実施により、若年世代を集めることで各地域共生ステーション等のPRにつながった。

課題

- ・ 各課へのヒアリングの中では「一部のイベントでは集まった市民の世代に偏りがあり、幅広い世代を集めることができない。」との意見があった。今後は幅広い世代の市民参加を推進していくことが求められる。
- ・ 市民アンケートの結果でも「市の事業に参加する決め手は」の質問に「事業自体に魅力がある」との回答が多い。

【今後について】

市民参加の取組のなかでまずは、市民に参加してもらうことが重要であるが、引き続き、まちづくりに関わってもらう仕掛けづくりを検討していくことも重要である。「参加した市民が継続してまちづくりに関わること」についても意識して取組むことが必要になる。

また、市民参加において若年世代がまちづくりに関わってもらうための取組は重要である。事業によっては、世代が限定されることもあるが、事業の企画、運営に至っては若年世代を対象にすることや興味を持ってもらえるような取組について推奨される。

【検証会議の意見】

各課に行ったヒアリング内容について

第4条の内容に沿った取組について各課へヒアリングした内容は下記のとおり。

(2) 市民参加

市民参加又は協働における取組

市民参加及び協働については、取組を明確に分けることが難しいため、合わせて記載。

- ・まち活パーティー（年1回）
まちづくりセンターで活動している団体へまち活パーティー招待状を渡し、参加した団体同士で、交流を図ると共にまちづくりセンターについて話し合った。
- ・北小校区共生ステーション交流会（R3、R4）
北小校区共生ステーションで活動している団体と交流を図ると共に、共生ステーションの利用方法について話し合った。
- ・日本語教室の委託（R3年度～）
地域で生活する外国人に対する支援として、長久手市国際交流協会へ委託。
- ・国際交流協会とのイベントの共催（R4年度）
国際交流フェスタ（通年）、防災フェス、ワーテルロー市姉妹都市提携30周年記念事業
- ・リノモテラス公益施設指定管理事業（R3,R4）
リノモテラス運営協議会を初めとする運営主体により、市民を活動へ巻き込み運営主体（イベント実行委員、担い手）へと取り込む動きがある。
- ・長久手市大学連携推進ビジョン4U委託事業（通年）
大学連携基本計画の4つのビジョン（社会貢献、教育活動支援、研究推進及び拠点整備）に基づき、各大学の専門性と特色を生かしたワーキングの実施。
- ・市民参加による香流川沿いへの花植えを実施（「香流川花植えウォーク」2回/年）
- ・ガーデニングデザイナーを講師として、緑化啓発系イベント（「ガーデニング講習会」「たねダンゴ体験講習会」各2回/年）
- ・公園内での芝張りを市民参加にて実施（R1年度）
- ・ながくて里山クラブと協働にて東山地区の里山整備を実施（H28～）
- ・みなみ里山クラブと協働にて南部地区の里山整備を実施（H28～）
- ・愛知学院大学の学生を主体とする里山に関するイベントを実施（R3～）
- ・地元の子ども会や自治会と協働で再整備した公園でイベントを実施（R1）
- ・旧上郷保育園最後の落書きイベント（R3年度）
- ・北児童館・北小校区共生ステーション整備ワークショップ（H29年度：3回、H30年度：2回、設計お披露目会 1回）
- ・北児童館・北小校区共生ステーション整備工事イベント（棟札作成、手形押し、工事エリア見学）（R元年度）
- ・上郷複合施設整備イベント（集合！上郷！未来へGO！みんなde語らって）（H30年度4回、設計フォーラム 1回、実施設計フォーラム 1回）
- ・上郷複合施設緑化イベント（H30年度 1回、R元年度 2回、R2年度 3回）

- ・さくら植樹祭（公益財団法人日本さくらの会から提供された苗木を市民が自ら植える市民参加型イベントとして実施した取組）の実施（R2年度）
- ・長久手「いいね」賞の表彰式にて市職員と一緒に受賞される方を一緒に祝うため市民ボランティアにより実施（受付、表彰補助などを行う）（通年）
- ・平成こども塾サポート隊事業の実施（平成30年度～R4年度）
- ・図書修理ボランティア、返本・書架整理ボランティア、読み聞かせボランティアの実施（通年）
- ・市民団体（まちかどデザイン）で古戦場南交差点の南東で季節ごとに植物の植え替えをしている（随時）。
- ・まつり運営ボランティア、子どもスタッフにより児童館まつりを実施（通年）。
- ・ながくて・学び・アイ講座（公募講師による講座）の実施（通年）
- ・生涯学習講座（囲碁講座、市内史跡めぐり講座）の実施
- ・市内史跡めぐり講座を長久手市郷土史研究会に講師を依頼（通年）
- ・長久手市民芸能フェスタ（長久手市文化協会が主催し、共催として長久手市が協力）の開催（通年）
- ・スポーツ推進委員及び校区体育委員とふれあいマラソン大会事業の企画、運営を実施（R1年度）。
- ・すこやかメイト会会員に健康推進課事業を手伝ってもらい、一緒に健康づくりを推進。（通年）
- ・多胎サロンに先輩ママに参加してもらい、実際の体験談等をもとに説明。（R2年度から）
- ・郷土史研究会による史跡案内（通年）
- ・市民団体にワンコインサービス事業を委託し、高齢者の日常の困りごとを、市内で活動できる支援者が支援を実施。（通年）
- ・ながふく障がい者プランの策定過程を市民にお知らせするチラシを作成するにあたって、内容や構成について、公簿市民の方と一緒に検討した。（R2年度）
- ・障がい者の就労支援の一環で、障がい事業所による物品等販売会「ながふく商店」を市役所にて開催している。コロナ禍においてもできる限り開催できるようにした。（通年）

市民参加における成果・課題

成果

- ・市内、近隣の大学生同士のつながりが増えてきた。
- ・緑化啓発事業への市民参加により公共用地への緑化が図れた。
- ・緑化啓発事業の参加者から口コミで広がり年々イベントの人気も上がったことでさらなる緑化啓発を図ることが出来ている。
- ・地権者自らが植樹したことで、サクラへの愛着が沸き、普段の維持管理にも気を掛けていただいている。
- ・すこやかメイト会会員に健康推進課事業を手伝ってもらい、人的な負担が減った。
- ・北児童館・北小学校区共生ステーション整備では、児童館の子どもたちと共生ステーションを使用する世代の方々の参加を募ることができ、複合施設としての目的のひとつである、多世代のつながりを生むことができた

課題

- ・一部のイベントでは集まった市民の世代に偏りがあり、幅広い世代を集めることができない。

- ・市の計画策定時に WS を開催しても、策定後に自分事としてとらえてもらうことが困難。
- ・全体的にボランティアの方々が高齢化してきている。
- ・集まった市民が一部の世代に偏り、幅広い世代を集めることができない。
- ・集まった市民が固定されており、多様な市民の参加ができていない。
- ・市民同士で予定を合わせることが難しく、集まれる回数に限度があるため、打合せが少し不足する部分があった。
- ・ちらしの印刷等のスケジュールに合わせて進めていくため、市民が打ち合わせに急遽来れないことがあっても、一定は進めていかなければならず、市民が意見を言えたり、提案できたりする機会の保証がしづらいことがあった。
- ・市民主体による継続的な取組へと移行していく方法やタイミングが難しい。

第4条 まちづくりの基本原則（協働の原則について）

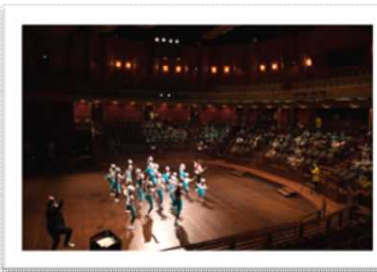
長久手市におけるまちづくりの基本原則は、次に定めるとおりとします。

(3) 協働の原則

市民、議会及び市は、互いの立場及び特性を理解しながら、信頼関係を築き、ともに考え行動するまちづくりを進めます。

【これまでの主な取組】

- ・まちづくり協働活動補助金事業（市、市民・通年）
市民主体のまちづくりのため、行政だけでは、解決が困難な地域課題に対して、市の関係課と協働し、解決に向けた活動を行う団体への補助を行い、この活動を通じて、地域で活躍していた団体への育成を実施。
- ・市制10周年記念「ありがとう」の輪づくり事業（市、市民・R3）
市民の「ありがとう」をイベントや作品製作等をとおして表現する市民団体に対し助成。3組の市民団体と協働して市制10周年記念事業をR3年度実施。



- ・子ども議会の開催（議会、市民、市・R4）
次代を担う子どもたちが、市議会の模擬体験をとおして市議会の仕組み・役割を学び、体験を通じて市政に興味・関心を持ってもらうことを目的に開催。

※ その他の取組についてはP23、P24を参照

【アンケート調査】

特になし

【成果・課題】

成果

- ・まちづくり協働補助金の実施により、マンパワー不足で実施が困難であった事業を市民の力を借りることで推進することができた。また、各大学の専門性や専門的な知識を有する市民と一緒に企画、運営に取り組むことにより、有益性のある事業ができた。
- ・子ども議会の開催後のアンケートからも市議会への興味・関心が高まったとの回答が多く、市と議会の協力により、子どもたちが自分の住むまちの市政に関心をもってもらうことにつながった。

課題

各課へのヒアリングでも「協働を行うことができる市民が見つかりにくい」、「大学生による大胆且つ繊細なアイデアのため、提案いただいた内容すべてを実現することが難しいこと」との回答があり、協働での取り組み方について課題もある。

【今後について】

専門的な知識、経験を有する市民と協働で事業に取り組むことにより、有益な事業の実施が期待できるため、引き続き、協働の取組を行う必要がある。

「協働を行うことができる市民が見つかりにくい」との意見から市と協働する市民団体の情報を庁内で共有する等、協働を推進することが検討される。

また「市民と市がそれぞれの主体性のもとに協力する事業」のなかで市民主体の取組をより一層推進することが期待される事業については「市民の主体性のもとに市の協力によって行う事業」に転換するよう働きかけていくことが必要になる。

【検証会議の意見】

各課に行ったヒアリング内容について

第4条の内容に沿った取組について各課へヒアリングした内容は下記のとおり。

(3) 協働

市民参加又は協働における取組
<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">市民参加及び協働については、明確に分けることが難しいため合わせて取組を記載。</p> <p>※「(2) 市民参加」を参照</p>
市民（市民団体含む）と「信頼関係を築くため」又は「ともに考え行動した」取組
<ul style="list-style-type: none">・まちづくり協議会定例会への参加（通年）・学校での外国人児童生徒への日本語サポートを行うため、市、教育委員会、国際交流協会が連携して、サポートを行う体制を作った。（R4年度～）・リニモテラス運営協議会が中心となって行う能動的市民活動の取り込みにおける公共性を担保するためのアドバイス 等（R4年度～）・大学生のやりたい活動を実現させるため、実現に向けた相談やアドバイスを行う（通年）・市民主催の活動に定期的に参加及び協力している。（通年）・平成こども塾まつりのプログラム実施協力（通年）・すこやかメイト会が定期的で開催されており、職員が定例会に参加している。（通年）・みんコラ事業において、ボランティアに企画段階から携わってもらい、集いの場を開催した。（R3年度）
協働における成果・課題
<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none">・まちづくり協働活動補助金の事業実施により、マンパワー不足により、実施が困難であった事業を市民の力を借りることで推進することができた。・国際交流協会と事業を連携することで、これまでのノウハウや人のネットワークが最大限活用でき、市単独事業より多様な事業を実施できた。・大学の専門性や特色を生かしたワーキングを実施することで市民にとって有益性のある事業ができた。・協働により迅速かつ丁寧な課題解決が可能となった。・協働により委託外であっても、課題解決のために協力してくださる人間関係が形成できた。・協働により南木曾町の担当課の皆様及び市民団体が、課題解決に向けて協力してくださる人間関係が形成できた。・食と健康を考える会に健康推進事業を委託しており、市の負担が軽減した。・古戦場公園再整備事業ワークショップで再整備後の古戦場公園で活動する市民団体が設立した。・実行委員が準備及び当日の運営を担うことにより市の負担が軽減した。・イベントが自分ごとになることで、最後まで目的ややる気を持って取り組んでもらえた。

課題

- ・団体として活動しているものの未だ属人的な部分から脱却できていない。(世代、メンバー交代などができていない)
- ・大学生による大胆且つ繊細なアイデアのため、提案いただいた内容すべてを実現することが難しい。
- ・協働を行う市民団体が無い地域もある
- ・協働を行うことができる市民が見つかりにくい。
- ・参加する市民が固定されており、多様な市民の参加ができていない。
- ・市民のみなさんは、それぞれ仕事等があるが、限られた時間の中で事業企画及び準備を行う必要があり、事業の詳細まで協働で決定することが難しい。
- ・他の予定との兼ね合いなどで、日程調整が難しく、打合せが少し不足する部分があった。
- ・資金源があるものではなかったため、自分たちで持ちあて用意する必要もあり、一部の市民に負担がかかってしまった。
- ・参加してくれる市民(まちづくりに積極的な市民)が偏ってしまう。

第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務

第5条 市民の権利（第1節 市民）

- 1 市民は、まちづくりに関する情報を知ることができます。
- 2 市民は、まちづくりに参加することができます。
- 3 市民は、まちづくりの成果による住みよさや幸せを実感しながら笑顔で暮らすことができます。

【これまでの主な取組】	
【アンケート調査】	第4条の「情報共有の原則」「市民参加の原則」と関連しているため、この項目への記載は省略します。
【成果・課題】	
【検証会議の意見】	

第6条 市民の役割及び責務（第1節 市民）

- 1 市民は、地域社会や次世代のことを考え、自らの発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに取り組みます。
- 2 市民は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の多様な価値観を認めます。

【これまでの主な取組】

- ・ 広報の特集記事「わたしのまちづくり」の掲載（市・随時）
「わたしのまちづくり」をテーマにまちづくりを行う人のインタビュー記事を広報に掲載。
（他者の活動に共感し合えるような情報発信の取組のため記載）



- ・ まちづくりを考える場（みんなまちフォーラム）の開催（市民・R3、R4）
みんなまちフォーラムについてはP34の「みんなまちフォーラムの実施について」を参照
- ・ 南中学校全校討議「自治の花を咲かせるために私たちにできることはなんだろう」（市民・R4）
南中学校生徒会が主体となり「南中学校の自治の花を咲かせるために私たちにできることはなんだろう」について、まずは各学級毎で討議を行い、次に全校討議を行った。
全校討議では、各教室をweb会議のシステムでつなぎ、各教室毎の意見を出し合いながら討議が行われた。



【アンケート調査】

特になし

【成果・課題】

他者の価値観を認めるためには、交流・対話を行うなかでお互いのことを知ることが重要である。市民の取組を広報に掲載し、他者の取組を知ることによって、それぞれが認め合う風土をつくることにもつながる。

市民、議会、市のそれぞれが意見できる場としてまちづくりを考えることは、他者の価値観を認める取組として推奨される。

【今後について】

市民同士がお互いの取組を理解し、お互いを認め合えることが必要とされる。また、それぞれの市民の取組を知ることで、自分の取組をより前向きに取り組むことにつながる。今後は、まちづくりに関する話し合いをきっかけにまちづくりに参加する市民が増加していくことが期待される。

また、市が主催で市民の意見を聞く場では、市に対する意見に偏ってしまいがちであるが、市民が主催することにより、フラットな場でそれぞれの意見を共有することができる。

市民が実施する話し合いの場は貴重かつ重要であり、他の市民団体による同様の取組も含め、市として取り組みを協力、応援していくことが求められる。

【検証会議の意見】

みんなまちフォーラムの実施について

市民団体主体のみんなまちフォーラムの取組については下記のとおりです。

詳細

〈みんなまちフォーラムについて〉

「みんなまち条例」の前文では「市民が市及び議会と協働して、主体的に行動していくことが求められ(中略)互いに声をかけ合い、人を集め、とことん話し合うことを大切に、課題の解決に向けて取り組むことが必要」(条例前文より)と謳われている。

条例に沿った取組として、「市民・議員・職員」という三者が話し合う場(フォーラム)を市民団体が主催で開催された。

みんなまちフォーラムでは交流・対話に加えて、市民団体等の参加者がまちづくりを前向きに考えられるヒントを一つでも持って帰ってもらうことも開催における効果といえる。

第1回みんなまちフォーラム(トライアル版) 令和3年12月26日

市民活動団体の代表や市職員合わせて6名により「自信の活動」や「自信の活動をより前に進めるために必要なこと」について話し合い、聞いていた参加者との質疑応答を行った。



第2回みんなまちフォーラム(トライアル版) 令和4年5月29日

「市民が主体のまちづくりってどういうこと？」をテーマに市民活動を行う3名の方から話しを伺った。その後、参加者が持ち寄ったテーマをもとにグループワークを実施した。



第3回みんなまちフォーラム(トライアル版) 令和4年11月6日

「市民主体のまちづくり～混ざり合うってカンタン？ムズかしい？」をテーマに市民活動を行う2名の方から話しを伺った。その後は第2回と同様にグループワークを実施。まちづくりのデジタル活用等、様々なテーマにより話し合いが行われた。



市民からのまちづくりに関する話

・市民主体のまちって何で必要？

市民にとっては、やはり行政への期待があるなかで、あえて市民が主体になって取り組むことの必要性を問う意見。

・主体的なまちづくりの根源は「ワクワクするから」「得意だったから」「好きだったから」「やってみたいから」

市民主体のまちづくりをやさしい言葉にすると「老若男女、全ての市民が能動的にまちの活動に取り組んでいる」そんな状態。能動的に行動するそのきっかけの根源はかなりシンプルで、「ワクワクするから」「得意だったから」「好きだったから」「やってみたいから」ということ。直感的にそこに関わりたかそうでないかが一瞬で決まる、のでは。特に若者はそういった傾向があるように感じる。

・楽しいことを続けていれば、気がついたら主体的にまちづくりを…。

初めは「まちづくりをしている」という意識はあまりない。色々な人と色々なことをやることで、ちょっとずつ自分自身も変わっていく。ただただ楽しいことを続けていることで、自分が知らないうちに主体的にまちづくりに取り組んでいる。

・時には「自分は2番」ということでまちづくりが回っていくことも。

新しい人が増えるなかで、まちづくりについてみんなで集まって協議すると、時には言い合いになることも…。そこで気をつけるのは「自分は2番」だということ。集まった人が1番で、自分が2番であると思うことでまちづくりが回っていくこともある。

・プランナーでありプレイヤー。「やってみる」ことがプランナーとしての成長に。

地域の組織としては、プランナーとして物事を俯瞰し、全体を考えることが大切であるが、現実的に今はまちづくりのプレイヤーがどんどん減っている。そんな中、自分たちが「やってみる」プレイヤーとしての活動も大切であり、プレイヤーとしての経験は、プランナーとしての成長にもつながるのでは。

・文化芸術はまちづくりに重要な「共に生きる」ことを育む重要な要素。

舞台の上の役者、照らされる照明、流れる音楽、文化芸術では、たくさんの人たちが関わり合っで生まれる空間であり、その空間を感じることは、人との関わりを楽しみ、嬉しいと思う感覚を養うことにつながると思う。市民一人ひとりが主体となるまちづくりには、文化芸術で育むことができる「共に生きる」ということが大切では。

第7条 議会の役割及び責務（第2節 議会）

- 1 議会は、議決機関としてその責任を深く認識し、結果について市民に対して説明するよう努めるとともに、市政運営を監視する役割を果たさなければなりません。
- 2 議会に関する事項は、長久手市議会基本条例（平成26年長久手市条例第42号）の定めによります。

【これまでの主な取組】
【アンケート調査】
【成果・課題】
【検証会議の意見】

第7条においては、「長久手市議会基本条例の定め」とあるとおり、基本的事項は長久手市議会基本条例で定められておます。また、議会基本条例第8条の「市民参加及び市民との連携」では、市民に対する情報発信の定めがあり、本条例の趣旨とも重複する部分があります。

議会基本条例は「一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」とあるとおり、議会にて条例の取組の進捗の検討がされると考え、本条文については、議会基本条例の検証の際の取組を引用することとします。

第8条 市長の役割及び責務（第3節 市）

- 1 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。
- 2 市長は、市民及び議会と総合計画に掲げる将来像を共有し、その実現に向けて全力を尽くさなければなりません。

【これまでの主な取組】

- ・各小学校での「まち詩」の啓発（H30）
市内の全小学校の給食時間に一部のクラスにて「まち詩」を市長自ら紹介。その後、意見交換を実施。
- ・市HP「によぜがもん(如是我聞)」、広報ながくて「いっぺいといっぷく」の掲載（随時）
講演会等で市長が話したこと、職員が聞きとったことや、市長に随行した職員の所感などをHP 又は広報で掲載。

(みんまち条例に関する事項の市HP「によぜがもん(如是我聞)」への掲載)
No.146、No.152、No.156(職員訓示式あいさつ)、No.157(職員仕事始め式あいさつ)、
No.158(成人式あいさつ)、No.174(所信表明)
- ・施政方針を表明
平成31年2月の施政方針については、文章中にみんまち条例に関する記載。
- ・「一平さんへひとこと!」市民からの提案・アイデアを募集（通年）
市民からの提案・アイデアを募集。

【アンケート調査】

特になし

【成果・課題】

市民、議会、市が力を合わせて市民主体のまちづくりを進めていくには、毎年度の市政運営の基本方針や、中長期的な観点から長久手市の進むべき方向を明示していくことが求められる。

【検証会議の意見】

第9条 職員の役割及び責務

- 1 市の職員（以下「職員」といいます。）は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 職員は、長久手市全体を職場と捉え、積極的に市民と交流・対話しながら課題等を把握し、部署間で連携して解決に努めなければなりません。
- 3 職員は、前2項の役割等を果たすにあたって、自ら必要な能力を高めるよう努めなければなりません。

【これまでの主な取組】

・小さい地域での支え合い活動の推進（市、市民・R4）

住民主体による小地域での支え合い活動の推進のため、丸山住宅、三ヶ峯ニュータウンにおいて、月に1度住まれている方との対話の場をつくっている。その対話の中から、住んでいて感じる課題やみんながやりたい取組がでてきたら、住民主体でそれを実践できるよう、サポートを行う。取組を実践する中で、住民同士で気にし合ったり、日頃からの見守りや支え合いが生まれることを目指している。



三ヶ峯ニュータウンにおいては、月1回の対話の中から、交流できる場づくりとして、月1回のラジオ体操&リクリエーションを行い、子どもから大人までが楽しみながら交流している。



丸山住宅においては、対話を続ける中で、「防災」に関する話題が多くでたため、「丸山住宅防災秋まつり」と題して、安否確認訓練（黄色いタオル）、芋煮炊き出し、新聞紙スリッパづくり等を行い、赤ちゃんからおじいちゃん世代まで多世代が、楽しみながら防災意識を高めた。

・各小学校区毎による地域活動の推進（市、市民・R3、R4）

各小学校区毎に受け持ちの職員を決め、それぞれの地域の課題を地域で解決できるよう、地域の取組を支援や調整。

・まざって長久手フェスタの開催（市、市民・R4）

「みんなが知り合い、まざりあい、つながる楽しさ」を体感できるフェスタを目的に講演会やワークショップを実施。

【アンケート調査】

特になし

【成果・課題】

積極的に市民と交流・対話することは課題等を把握できるのみならず、市民とのつながりのなかで新たな事業展開が期待できる。また、市民からの声を直接聞くことにより、市民に寄り添った事業を行うことができる。

各課へのヒアリングのなかでは、市民との交流・対話が「一部の市民に偏ってしまう」との回答があり、あらゆる市民との対話・交流を促進することが求められる。

【今後について】

地域課題が多様化するなか、職員としても様々な課題を把握し、かつ、職員としても主体的に行動する力が求められる。市民団体や市民との関わり方は、あらゆる市民団体と関わることにより、理解が深まることが多いため、今後も積極的に市民団体や市民との交流・対話に努め、職員それぞれが市民と関わる経験を積むことが重要である。

【検証会議の意見】

各課に行ったヒアリング内容について

第9条の内容に沿った取組について各課へヒアリングした内容は下記のとおり。

市民と交流・対話（説明会も含む）を目的に地域に出かけた取組
<ul style="list-style-type: none">・まちづくり協議会の定例会及び地域で活動する団体の会議等にたつせがある課職員等が出席している。（通年）・地区社協の定例会に参加することにより、普段はまちづくり協議会などのつながり以外の市民と対話する機会を設けている。（随時）・リニモテラス公益施設及び2号公園の利用促進にあたり、活動プレイヤー等とより使い勝手の良い施設とするために実施されるイベント等へ伺い意見交換をした。（随時）・市内の大学生に本市の実態を把握してもらうため、市職員が大学に出向き、本市の概要について講義を行った。（通年）・市民団体の活動に参加し、可能な補助等は積極的に行う。（随時）・地域課題解決のための話し合いの場等に参加し必要があれば助言を行う。（随時）・まちの保健師として、保健師が地域の共生ステーション等に出向き、相談を受けたり、児童館の幼児教室、図書館のおはなし会、地域の子育てサロンに参加している。（通年）・上郷複合施設敷地外駐車場の整備に伴う説明会の開催（R2年度）・北児童館・北小学校区共生ステーション整備に伴う説明会の開催（R元年度）・上郷複合施設整備に伴う説明会の開催（R元年度）・各校区でスポーツ推進委員及び校区体育委員と一緒にニュースポーツ体験会を実施（R4年度）
地域の課題に対し、部署間で連携を図り解決に努めた取組
<ul style="list-style-type: none">・まちづくり協議会の定例会及び地域で活動する団体の会議等の出席については、必要に応じて、担当課の出席を依頼するなど、部署間で連携を行っている。・市民団体の特性や性質について他課と連携をとりスムーズに課題解決を図れた。・まちの保健師の活動状況について、他課の保健師と定期的に打合せを実施している。（通年）・障害者自立支援協議会に関連して、基幹運営会議に参加し、障害者施策に関する情報共有を実施している。（通年）
第9条の取組における成果・課題
<p>成果</p> <ul style="list-style-type: none">・協働まちづくり活動補助金で事業採択された団体が、その活動の実施にあたり、まちづくり協議会と連携し、実施事業の周知などの面で協働を行っている。・市民との交流・対話を行った結果、新規事業が始まった。・市民との交流・対話を行ない、市民団体の事業にお手伝いいただけることとなった。・市民からの要望により、まちの保健師の活動場所を増やした。・多胎家庭アンケートにより、新規事業で多胎サロンを開始した。・上郷複合施設敷地外駐車場の整備に伴う説明会において、駐車場の利用ルールを説明会参加者の皆様と一緒に決定した

- ・ニュースポーツ体験会では、スポーツ推進委員、校区体育委員、参加者とスポーツをとおして交流ができた。
- ・スポーツ推進委員と校区体育委員との交流会、・支援者団体の実情を知ることができ、顔の見える関係となったことで、その後の相談もしやすくなった。(R4年度)

課題

- ・リニモテラス公益施設及び2号公園の施設利用についてプレイヤーにとっての使い勝手と公共性の担保の両立（バランス）を保つのが課題。
- ・行政が出席すると「行政にお任せしよう」という意識になってしまうことがある。
- ・多胎サロンに参加しない方へ、交流の場の提供、情報交換ができていない。
- ・参加者が少なく、多くの市民との交流することが難しい。
- ・一部の団体でしか実施しておらず、事業に参加している人でも話をしたことの無い人がたくさんいる。

まちづくりの3原則における条例の検証について（第2章）

第2章における様々な取組についてまちづくりの基本原則のそれぞれの観点から確認し、整理します。

情報共有

情報発信の媒体において、アンケートの結果からも広報、HP等も重要であるが、情報技術の発展のなかでアプリ等を活用した情報発信も重要になる。情報媒体等については市の運営する媒体に限らず、「きずなネット」のように事業者が開発した情報発信の媒体等を活用していくことも検討しつつ、市としても変化する情報社会のなかで、SNSを活用した情報発信の方法についても検討していくことが求められる。

また、情報媒体が複数になり、乱立することを防ぐ点においても、情報発信の整理や安心メール、イベントメールの情報媒体を統一する必要がある、また、情報を必要とするであろう方に「配信する」プッシュ型の情報発信についても検討される。

市民参加

市の人口推計では2050年に高齢者の割合は33.5%に増加し、令和2年10月時点の17.2%から約2倍になることが予測される。市民主体のまちづくりを推進する目的としては、30年、40年先の将来の社会問題の複雑化、深刻化に備えることが挙げられる。

そのため、今から若い世代にまちづくりに興味を持ってもらい、継続してまちづくりに関わってもらうことが、将来の課題に向けた市民主体のまちづくりを推進するうえでも重要である。

みんなまちフォーラムの意見のなかでも「主体的なまちづくりの根源は「ワクワクするから」「得意だったから」「好きだったから」「やってみたいから」というシンプルなものである」との意見があった。「まちづくり」というと敷居が高く感じがしてまい、参加することにためらいを感じてしまうことが懸念される。そのため、市民参加の取組を行う際は、参加することに対し、気軽な印象を与えることや、関わることで楽しさを感じられる印象を与えることを意識して取り組むことが求められる。

協働

「市民と市がそれぞれの主体性のもとに協力する事業」のなかで市民主体の取組をより一層推進することが期待される事業については「市民の主体性のもとに市の協力によって行う事業」に転換するよう働きかけていくことが必要になる。

市民に主体性を移す際は、市民との対話を行いながら職員としても全体をとおしたコーディネートが必要であり、そのことは容易でない場合も多い。

そのためにも職員が積極的に市民と関わるなかで経験を積み、主体性を市民に担ってもらうようコーディネートする力を高めていくことが求められる。

【検証会議の意見】